

この書類は大切に保管いただきますようお願い申し上げます。

2024年2月吉日

出力抑制保証加入の発電事業者様 各位  
(九州電力管内)

株式会社ウエストホールディングス

## 第10回出力抑制保証の取り扱いに関するお詫びのご案内

拝啓 時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。  
この度は、九州電力管内の出力制御実施回数が多くなった事で従来手法の申請ができなくなったことにより、発電事業者様へのご案内が遅れてしまいましたこと、心よりお詫び申し上げます。

出力抑制保証に該当する発電所を所有されている発電事業者様は、下記に記載してございます新たな「報告方法」に従って「報告期限」までに封書にてご報告下さいますよう、宜しくお願い申し上げます。

### 【九州電力送配電株式会社 過去の出力抑制実績】

九州電力送配電 でんき予報 [https://www.kyuden.co.jp/td\\_power\\_usages/pc.html](https://www.kyuden.co.jp/td_power_usages/pc.html)

弊社の出力抑制保証を運用するにあたり、電力会社のホームページ確認や電話問合せを行いました。が、ホームページ情報には出力制御指示の詳細時間の記載もなく、また、電力会社からは個別発電所の出力制御実施を確認出来る資料等は発行しないという回答でした。

上記を踏まえ社内検討を行い、実施要領を下記の通り定めましたので、本書面にてご案内させていただきます。  
つきましては、お手数をお掛け致しますが、所定手続きの程、宜しくお願い申し上げます。

敬具

### 出力抑制の対象期間と報告期限

期間	開始日	終了日	HP掲載日	報告期限
期間①	2023年3月1日	2024年2月末日	2024年3月末日	2024年6月末日
期間②	2024年3月1日	2024年8月末日	2024年9月末日	2024年12月末日
今後期間	毎年9月1日	翌年8月末日	同年9月末日	同年12月末日

※従前手法は6ヶ月に一度の申請をお願いしておりましたが、2024年9月以降分は1年に一度の申請となります。

### 報告方法

① 発電事業者様にて、弊社ホームページに掲載している、エリア毎の「出力抑制報告書」をダウンロードして頂きます。[\(https://www.west-gr.co.jp/service/cs/yokusei\\_hosho/\)](https://www.west-gr.co.jp/service/cs/yokusei_hosho/)

報告書は、※エクセル版とPDF版がございます。どちらでもご利用いただけます。

※1. エクセル版のご利用につきましては、第9回までご利用頂いておりました「加入番号」及び「P A S S (パスワード)」をご入力お願い致します。

※2. 次回以降の報告書は、各期間の終了日の翌月末日までにご案内文と共にホームページにアップロード致しますので、各発電事業者様はご確認をお願い致します。

② 出力抑制保証書をご覧になりながら必要事項をご記入し押印 (シャチハタ可) 頂きます。

※法人でお申込の場合は会社印をご捺印ください。

③ 「出力制御指示日」と「比較対象日」の全日分の発電量が確認出来る資料<sup>※1</sup>、代理抑制の実施を確認

[九州\_010\_FT]

する為の電力会社が発行する購入電力料金明細書<sup>※2</sup>を同封の上、封書にて弊社にご郵送頂きます。

※1.「発電量が確認出来る資料」とは、表示器（モニタ）に表示された発電量（グラフだけでなく当日分の発電量が明確に分かるもの）の写真、印刷物のことをいいます。発電事業者様が自ら作成された発電実績の転記一覧表等は該当致しませんので予めご注意ください。

※2.「購入電力料金明細書」につきましては、2022年12月から開始されました「オンライン代理制御」の導入に伴い、代理制御の精算金を確認させていただきます。

出力抑制の対象期間及び、終了日の翌々月分までの明細書を添付してご郵送ください。

例：対象期間①の場合、「2023年3月～2024年4月」までの明細書が必要となります。

#### 【報告書郵送先】

〒100-0005 東京都千代田区丸の内1-6-5 丸の内北口ビルディング20階  
株式会社ウエストホールディングス 出力抑制保証係 担当者宛

#### 保証金の計算方法

保証書裏面第4条に定める、「出力抑制の実態に応じて当社が合理的に定める方法」を以下に記載致します。

- ① 出力制御指示日の各エリア（7県）の県庁所在地にある気象台（気象庁ホームページ）における日射量データを参照します。
- ② 出力制御指示日の「日射量」を確認します。
- ③ 出力制御指示日の日射量と近似値を記録している日付を弊社が指定します。（「比較対象日」といいます。）

※「比較対象日」は原則、出力制御指示日と過去同月内を指定します。また今後の抑制実施回数に応じて、過去に遡っての同月比較を行う場合があります。

- ④ 比較対象日の「日射量」を確認します。
- ⑤ 「出力制御指示日の実際の発電量」と「比較対象日の実際の発電量」の差分発電量（kWh）に保証単価を乗じた金額に、消費税を加算して保証金を算出します。

※算出した保証金の小数点以下端数は、切り捨てとさせていただきます。

※九州電力送配電ホームページに掲載されている出力制御指示に対して、実際には抑制されていない場合があります。発電量差額が逆転する場合があります。その場合は保証対象外となりますので、予めご了承ください。

- ⑥ オンライン発電所につきましては、⑤で算出した保証金からオンライン代理制御に伴う精算金（電力会社からお支払いされた代理制御の補填金）を減算して保証金をお支払いいたします。
- ⑦ 保証金は、各報告期限の翌月末日（その日が金融機関の休日にあたる場合は、その前営業日）に指定口座にお振り込みさせていただきます。

なお、ご郵送いただいた報告書または発電量が確認出来る資料に不足または不備がある場合、期日までの保証金のお振込みはお約束できない場合がございます。予めご了承ください。

#### 【お問い合わせ先】

ウエストグループ お客様相談室 0120-666-268